

車庫法が変わりました

7月1日から車庫法が改正され、自動車の保管場所に関する手続きなどが変わりました。これは、最近社会問題となっている違法駐車を、少しでも減らそうというもので、主な改正点は次のとおりです。

●車庫とすることのできる基準が明確となり、使用の本拠地（自宅等）から2km以内となりました。

●車庫を変えたときは、その車庫を管轄する警察署長への届出が義務付けられました。

●7月1日以後に車庫証明や届出をすると、保管場所標章（ステッカー）が交付され、自動車の後部に表示すること



成東警察署の電話番号が

0475(82)0110

に変わります。

(7月20日の正午から)

●車庫のない自動車は、運行できなくなりました。
 (注) ①今回の改正により車庫証明手数料が2000円(改正前1400円)に、ステッカー交付手数料が1件につき500円必要となりました。
 ②軽自動車については、東京23区と大阪市内だけが適用されます。
 くわしいことは、成東警察署にお問い合わせください。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」といわれても、何をすればよいのかわからない——という人がほとんどだと思いますが、つまるところは、「犯罪のない安心で暮らし」が、

「社会を明るくする運動」の果ての行動のようです。家出が原因となつて非行に陥ったり、暴力団のえじきと

夕のあいさつひとつからでも会話が生まれることでしょう。ぜひ、親子のコミュニケーションを

親子のコミュニケーション

から

明るい社会づくり

深め、子どもが人生を誤らないようにすることが、わたしたちができる明るい社会づくりの第一歩につながる

(福祉課)



近頃、家庭や学校でのトラブルから逃れようと家出する少年が増えています。親のコミュニケーションがなくなり、自分のカラに閉じこもってしまつ

なつて犯罪の被害にあうケースもあります。こういった不幸な少年をひとりでも少なくするには、家庭の役割が欠かせません。親の考えと生きる姿は、子

そろそろ扇風機が活躍する季節ですが、点検はお済みですか？ 点検をせずに使っていて、モーターの異常な熱により、火災になった例もあります。コンセントにプラグを差すまえに、



扇風機を使うときは

- ①カードが変形していないか
- ②羽根はしっかり取り付けら
- ③羽根は軽く回るか
- ④コンセントに差し替えてから回っているか
- ⑤モーターは正常に回っているか
- ⑥モーターから、熱・におい・音などの異常はないか
- ⑦よく点検してください。少しでもおかしいと思ったら、必ず販売店に相談してください。